

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成26年3月5日（水） 午前10時32分から
午後 1時52分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、吉岡美智子、阿部英仁、麻生栄作、原田孝司、首藤隆憲、元吉俊博

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分、第55号議案、第65号議案及び第67号議案については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 大分県地震・津波対策アクションプランについて、火山対策について、大分県石油コンビナート等防災計画の見直しについて、「人権に関する県民意識調査」結果について及び児童相談対応事例の検証報告書について、執行部から報告を受けた。
今後の委員会運営について、意見交換を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 清水豊
政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年3月5日（水）本会議終了後

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

(1) 付託案件の審査

第 65号議案 平成25年度大分県病院事業会計補正予算（第2号）

(2) その他

3 生活環境部関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第 67号議案 工事請負契約の変更について

(2) 諸般の報告

①大分県地震・津波対策アクションプランについて

②火山対策について

③大分県石油コンビナート等防災計画の見直しについて

④「人権に関する県民意識調査」結果について

(3) その他

4 福祉保健部関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第 55号議案 平成25年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
（第1号）

(2) 諸般の報告

①児童相談対応事例の検証報告書について

(3) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、委員会を開催をさせていただきます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、病院局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査ですが、第65号議案平成25年度大分県病院事業会計補正予算（第2号）について、執行部の説明を求めます。

坂田病院局長 本年度もあと1カ月ぐらいになりましたけども、古手川委員長を初め、委員の皆様方には、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度大分県病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたしますので、ご審議をお願いします。

議案書は、78ページからになりますが、本日は、別に資料を用意しておりますので、こちらの資料によりご説明いたします。

資料をお開きいただきまして、1ページ目をごらんください。資料の上部には個別要因を、下の表に現計予算との比較を記載しております。

まず収益的収支予算のうち、収益的収入が3億9,478万8千円の減でございます。

これは、延べ入院患者数が当初見込みより減ったことや、産育休者などの影響による看護師不足などから、診療報酬上の施設加算が取れなかったことなどによるものでございます。なお、看護師不足につきましては、本年度は、経験者やU・Iターン者を対象とした試験を行った結果、12月からは一部の施設加算、これはNICU管理加算でございますが、取れるようになったところでございます。

その下の収益的支出は、7,181万2千円の増でございます。

この内訳ですが、給与費につきましては、7月からの給与の特例減額等により減額となったものの、薬品費や診療材料費の増額、また、光熱水費の単価上昇による増額などによるものでございます。

以上によりまして、当期の純利益は税込みで3,631万1千円の見込みとなっております。

次に、その下の資本的収支予算のうち、資本的収入ですが、1,533万2千円の増でございます。

これは、地域医療再生基金を活用した補助金、また、先日の新聞報道等もありましたが、故人からの寄附金を受けましたので、その分を補正するものでございます。

資本的支出につきましては、1,767万円の増でございます。

これは、先ほど説明しました補助金受け入れによる備品購入等や、寄附金により整備しました家族控室の改修工事などを補正するものでございます。

説明につきましては以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

委員の皆様方でご意見、ご質問ございますでしょうか。

麻生委員 今年度だったか、昨年度だったか、厚労省の会計検査だったですかね。それで、

かなり厳しく、それ以降、経営的に影響が大変大きなものが出ているように聞いているんだけど、そういった部分についての見直しであるとか、現実的な対処方法だとかいう部分はかなり改善の方向に行っているのかどうかというのが1点と、先ほど看護師の確保策等々もやっているのと同じように、ドクターについても、大分出身のドクターをいろんなネットワークの中で県病も雇用し続けるというようなこともあっているやに聞いているんだけど、やっぱり経営が、そういう問題があったりとか、同時に何らかの病院としての運営上の問題等々で、50歳過ぎたドクターあたりが期間契約みたいな部分で、ずっと大分にいた者が、大分出身者でもまた福岡に戻ったりとかいうようなことが結構あるやに聞いているんですね。で、病は、県病の理念としては、大分の医療政策全般にも寄与すると、社会貢献をしていくといったものを掲げている以上は、50歳過ぎて勤務医として、またいろんなところ転々とするというのは大変だと思うんだけど、そういう意味においては、逆にその後のお世話まで、大分に残るような工夫だとかいったことも含めて、人事構想を含めて、その辺の基本的な理念というのは何かお持ちなのかなど。その点についてもお聞かせいただければと思います。

坂田病院局長 人事の基本的な理念と申しますと、ちょっと非常に難しいんですけど、原則的にうちの人事は共通の医局人事になっております。「ですよね」と言う者あり）はい、なっております。そして、50歳ぐらいの医師が長くうちにおって、またかわるといっても、ほとんど個人的に動くことは少なく、共通の人事で動きますので、かわりが必ず参ります。で、医師の確保は何とかなっているというふうには考えておりますが、先ほど委員ご指摘のように、昨年度、特定共同指導が入りまして、非常に打撃を受けた。あと保険診療報酬上の解釈上のちょっと違いによりまして、しばらく診療報酬の請求ができないということで、それで今年度、かなり痛手を受けております。それも看護師の採用、募集回数を2回から5回にふやすとか、来年度の4月からはもう既に対策をとって、4月からは一部、一部というか、ほとんどは回復しますし、4月にもう1つ改修しまして、M F I C Uのほう、周産期の産科のほうも復活する予定になっております。

宇野病院局次長 特定共同指導、昨年2月13、14日に入りまして、指摘いただいたところの改善点につきましては、改善計画書というものを厚労省のほうに、もう既に提出をさせていただいています。あと残りの自主返還金というのがございまして、その分につきましては、ちょっと解釈の違い等がございまして、今、その点の疑義照会を厚労省のほうと詰めているところでございます。固まり次第、また報告をさせていただきたいと思っています。

麻生委員 やっぱり看護師の確保というのは非常に大きな課題だろうと思います。県下の各医師会立の准看護学校、看護師養成課程だとか、今週が卒業式でずっとやっていらっしゃると。以前は厚生学院があって、それがあある意味、セットでうまいぐあいに機能していたのが、看護大学を設立することによって、機能するだろうと思っていた部分が、そのあたりが県病とのさらなる連携というか、医師会立のそういった看護師養成課程と同じように、しっかりともっと密着して機能するというか、もう決して看護大学から県病が必要な看護師は十分確保できるぐらいの形になっていけるといいんですけど、個人の意思もあるんですけど、できるだけそういう連携については、さらに工夫をしていただいて、それに必要な予算も措置していただきながらやっていく必要があるかと思うので、

引き続き頑張ってくださいと思います。

以上です。

坂田病院局長 鋭い指摘をありがとうございます。看護大学は、一時、県内に残る方が大体3割ぐらいになった時期がありまして、最近、徐々にふえてきて、5割ぐらいまでふえています。今、学長さんは県内に看護師を残したいという姿勢をお持ちですので、何とか協力してやっていきたいというふうに考えております。

古手川委員長 今の件も、引き続き看護大学のほうも非常に積極的にやっておるようでございますので、よく連携をしてやっていただくとありがたいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかございませんでしょうか。

原田委員 関連で、事前の説明で、やはり看護師不足というのが気になるので、この分で幾つか聞いてみたんですけど、やっぱり同じように看護師不足が起きていると。で、今、方策のほうで採用のことを言われましたけど、採用と同じように、いわゆるやめないような取り組み。経験豊かな方がやめていく。やっぱり1つの大きな要因というのは夜勤だというふうに聞いているんですけど、それを含めて、やめないような取り組みをつくっていかないと、また同じような状況が起こるのではないかなというふうに思っているんですけど、そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

宇野病院局次長 ワーク・ライフ・バランスということがあるとおりに、うちのほうも、その点の諸制度を充実させていくということかと思えます。実質、産育休者が今現在46名、ピークの時52名もございましたので、そういう点では制度的には恵まれたほうということから、やめずに残って、そのまま育てて、また復帰をしてという環境にあるのではないかなということは考えておりますけど、またワーク・ライフ・バランスの意識づけですね。看護師長のほうも、やはり妊婦の方にはちょっと夜勤の回数を調整してあげたり、そういった調整のために、またちょっと夜勤がふえたという看護師もふえるんですけど、そういったソフト面でもできる人、できない人のちょっと調整をしながら、夜勤の回数を減らしたり、また連休をとれるような環境づくりをしたりというところは、現場のほうで工夫をしているという状況でございます。

古手川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、質疑等もないので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたします。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かございませんでしょうか。

宇野病院局次長 前回の12月の常任委員会の中で、県立病院の売店のあり方についてご報告をさせていただきました。そのご報告のとおり、公募による応募をかけまして、4社からの応募がございまして、先般、選定委員会を開催をいたしまして、株式会社ローソンを選定者とさせていただきます。したがって、経営者の交代ということになりますけれども、4月から暫定的な部署で営業していただいて、改修後、本格的な営業を開始して

いただく。詳細は、またローソンのほうと協議をしていきます。患者サービスの向上の低下のないようにやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

麻生委員 契約金額は。

宇野病院局次長 ローソンの貸付料の提案額は、年間で3,360万円でございます。

麻生委員 今までは。

宇野病院局次長 今までの170万円だったと思います。

麻生委員 3千万円以上プラスになるということね。了解です。

古手川委員長 できましたら、基本的な契約を、きちんと契約ができた時点で資料としてお知らせいただくとありがたいかもしれません。よろしくお願いいたします。

今の件よろしいですか。それでは、よろしいですかね。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、ないようですので、これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

古手川委員長 それではこれより、生活環境部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査ですが、第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

富高生活環境部長 それでは、第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、生活環境部関係部分について説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

生活環境部関係の歳出予算は、表の左から3番目の項目、既決予算額の一番下にありますように、既決予算額113億8,338万4千円に対し、今回、その右隣の1,728万2千円の増額をお願いしており、その結果、当部の平成25年度最終予算額は、114億66万6千円となります。

次に、補正をお願いしています主な事業について説明します。資料の2ページをお願いします。

まず資料の中ほど、主な補正事業の一番上、大分県災害被災者住宅再建支援事業費1億5,101万6千円の減額でございます。

お手元の厚い冊子、平成25年度補正予算に関する説明書では140ページになります。

これは、地震や津波、風水害等の自然災害により住宅が被災した場合、被災者の早期の生活再建を図るために支援する経費です。

平成24年7月に発生しました九州北部豪雨災害における加算支援金の対象世帯数が、当初の見込みを下回ったため減額するものです。

また、風水害等に備えて、当初予算で約1億円を確保していますが、今年度は、現時点におきまして、住家が被災する災害は発生しておりませんので、あわせて減額するものです。

その下の消費生活安全・安心推進事業費は1,528万2千円の増額でございます。

予算説明書では163ページになります。

消費者の消費生活における安全・安心を確保するため、県・市町村の相談体制を充実させるとともに、消費者教育・啓発を推進する経費ですが、国の補正予算等により地方消費者行政活性化交付金が追加交付されたことから、消費者行政活性化基金へ積み増し等を行うものです。

平成26年度以降も引き続き、基金を活用しまして消費者行政推進体制の充実を図ってまいります。

一番下の私学振興指導費は1億7,163万3千円の増額でございます。予算説明書では、ちょっと飛びますが336ページになります。私立学校の振興を図るための経費等ですが、国の補正予算により高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金が追加交付されたことから、高校生修学支援基金に積み増し等を行うものです。

この基金を活用しまして、来年度も低所得世帯の私立高校生を対象に授業料の減免事業を実施したいと思います。

次に、生活環境部関係の繰越明許費について、ご説明いたします。

お手元でございます、平成26年3月大分県議会定例会議案、追加議案の14ページをお願いします。

まず、第2款総務費第6項防災費の津波等被害防止対策事業費2,365万7千円でございます。

佐伯市の避難地整備等について、地元との協議に時間を要したことや、臼杵市のハザードマップの作成において、津波避難場所の再選定に時間を要したことから繰り越しを行うものです。

次に、その下の防災情報伝達体制整備事業費1億6,868万5千円でございます。

昨年11月に発生した大雨により、新設中継局の進入路ののり面が崩落して工事が一時中断し、その進入路の復旧に時間を要したため繰り越しを行うものです。

なお、工事内容等の詳細につきましては、この後審査をお願いしております予算外議案の中でご説明をいたします。

最後に、15ページをごらんください。第4款保健環境費第2項環境保全費の防災拠点再生可能エネルギー導入事業費1億2,437万円でございます。

県央飛行場のほか、佐伯市や臼杵市など計6市町の防災拠点に太陽光発電と蓄電池を導入する予定でしたが、全国的な再生可能エネルギー需要の高まりを受け、太陽光パネルの入荷に大幅な時間を要したことから、県央飛行場、佐伯市、竹田市、玖珠町の事業分について繰り越しを行うものです。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見等ございましたら。

麻生委員 補正予算に関する説明書の336ページの私立専修学校図書等の整備事業費補助が394万8千円減額されているんですが、これはどういうことかな。

太田私学振興・青少年課長 図書費の減額でございますけれども、事業費の確定といえますか、各専門学校から要望いただきまして、それに対して余りがでた分でございます。予算の差し引きでございます。

古手川委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、ご質疑等もないようございまして、以上で質疑を終わります。なお、採決につきましては、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第67号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

大友防災対策室長 追加議案書の110ページをお開き願います。第67号議案工事請負契約の変更について説明申し上げます。

お手元の委員会資料の3ページをお開きください。

まず、本議案に係る工事の概要であります。この資料にありますように県庁や県の地方機関、市町村、防災関係機関並びに県の公用車がそれぞれ相互に通信できる移動無線装置の更新、それと県庁から県の地方機関、市町村等へ情報伝達する一斉指令装置の更新とあわせて、中ほどにありますけれども、デジタル化に伴う無線のカバー率等の向上を図るため、中継局7局を新設するという事で予算を組んでおりました。

資料の4ページをごらんください。今回の契約変更は、その大分県防災情報システム更新工事について、平成24年7月5日に日本電気株式会社大分支店と締結しました工事請負契約の工期を変更するものでございます。

変更の理由ですが、6変更理由のとおり、新設中継局の1つであります佐伯市蒲江の背平中継局の建設におきまして、別の契約で発注しておりました中継局舎の建築工事が、昨年11月に発生しました進入路ののり面崩落により中断をしております。

進入路を確保するため、この2月に仮設の防護柵を設置し、局舎建築工事を再開いたしましたが、本議案の工事であります無線装置等の設置におきましては、なお相当の期間を要するという事から、5契約変更事項にありますとおり、完成期日について当初の平成26年3月14日から平成26年7月31日への変更をお願いするものでございます。

なお、この工事請負契約の変更後、請負業者と工期の延長に伴う契約金額の変更についても協議することとしており、次の定例会におきまして、契約額の変更に係る工事請負契約の変更について議決をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質問もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

大友防災対策室長 地震・津波対策アクションプランについて説明をさせていただきます。同じ委員会資料の5ページをお開き願います。

地震・津波対策アクションプランにつきましては、昨年9月に素案を取りまとめ、当委員会の委員の皆さん方に説明をさせていただきました後、10月25日から1カ月にわた

りパブリックコメントを実施いたしました。いただきました意見を反映するなど見直し作業を行ってまいりましたが、このたび、プランの最終案が取りまとめられましたことから報告をさせていただくものであります。

パブリックコメントでいただきました主な意見でございます。まずは、地域防災力の向上についての意見です。内容は、自主防災組織の活動促進は重要な取り組みであり、単に訓練実施率を評価するのではなく、訓練内容にまで指導がいきわたるようにすべきであるというものであります。

また、自主防災組織の組織率や避難訓練実施率は100%を目標にすべきだという意見もいただきました。

この意見を踏まえ、自主防災組織の避難訓練等実施率の数値目標を従前の58.1%から今回90%に引き上げ、特に、津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等につきましては、100%を目指すとする新たな目標を設定したところであります。

また、自主防災組織の組織率についても、従前の91%から97%に目標を修正したところであります。

また、まだまだ災害を他人事と思っている人が多いように感じる。防災教育をしっかりと展開すべきだという意見もいただいております。

この意見を受けまして、災害から自分の身を守り抜く主体性を身につけてもらうよう、学校や地域において避難訓練等の取り組みを推進することを防災教育の対策として盛り込んだところであります。

そのほか、災害発生時の活動拠点となる消防署の耐震化につきましても、目標を設定して推進すべきであるとの意見をいただいたことから、消防署の耐震化の項目を追加いたしました。

下の6ページをごらんください。最終案の概要でございます。

まず、想定災害ですが、本プランでは、県地震津波被害想定調査で想定された地震のうち、特に、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予測されております南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進してまいります。

減災目標につきましては、喫緊の課題である南海トラフ巨大地震について、被害想定調査報告で示された死者数約2万2千人を約700人に抑制することを目標といたします。

その減災目標を達成するため、施策体系を再構築いたしました。現行のプランでは3つの減災対策の下に66の減災アクションを掲げておりましたが、地域防災計画の項目や国の中央防災会議のワーキンググループが取りまとめました南海トラフ巨大地震対策についての最終報告の対策項目を参考に、そこにあります施策体系を3つの柱、27の施策、104の対策項目に再構築したところでございます。

それらの対策を計画的に進めるため、可能な限り目標指標を設定いたしました。アクションプランで掲げる104の対策項目のうち、55の対策項目に目標指標を設け、その一部につきましては、県と市町村が目標を共有し、各市町村においても実情に応じた目標を設定して取り組むこととしたところでございます。

プランを推進する体制としましては、市町村防災担当部と県の各部局並びに振興局等で構成する防災対策推進委員会におきまして、プランに掲げる目標の達成状況を点検・協議することなどにより、プランを着実に推進してまいりたいと考えております。

今回、プランの見直しに当たりましては、津波対策等の新たな項目を設定するとともに、減災目標の見直しを行ったところがございますが、そのポイントは次の3つでございます。

1つ目は、早期避難の徹底です。地震に伴う津波からの早期避難を徹底し、15分以内に全ての人が避難行動を開始することにより、地震津波被害想定調査報告で示された人的被害の軽減を図ってまいります。

2つ目は、地域防災力の向上です。自主防災組織等における防災士の確保を進め、地域社会における防災力を向上させることにより、被害を最小限に抑える減災社会づくりを推進してまいります。

3つ目は、市町村との目標の共有です。全県的に設定する目標を県と市町村が共有して、市町村も実情に応じた目標指標を設定することで計画の実効性の向上を図ってまいります。

7ページをお開き願います。プランで掲げる104の対策項目を整理したものでございます。昨年9月に報告させていただいた時からの変更点としましては、1つ目の柱の事前防災の2建築物の耐震化等のところに消防署の耐震化を盛り込み、また7の防災教育・防災訓練の充実の項目に地震体験車の活用を追加いたしました。

8ページは目標指標の一覧でございます。これらの項目について、目標を数値化して、進捗管理を行うことにより、対策を推進してまいろうと考えております。

なお、プランの最終案についてお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上であります。

古手川委員長 次の説明をお願いいたします。

大友防災対策室長 続きまして火山対策について説明をいたします。委員会資料の9ページをお開き願います。

まず、火山の状況についてであります。国内の活火山の概要を資料に記載しておりますけれども、県内には、鶴見岳・伽藍岳と由布岳、九重山の3つの活火山があります。そのうち、鶴見岳・伽藍岳と九重山、これが監視・観測体制の充実等が必要な火山ということで国によって選定されております。その火山につきましては、気象庁等により常時監視が行われており、両火山の活動状況につきましては、気象庁によりますと、特段の変化はなく、噴火の兆候は認められないということでございます。

次に、火山防災対策の取り組みについてであります。

国は、平成23年12月に防災基本計画を修正しまして、地方公共団体に対して、その左の下にありますように火山防災協議会の設置、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定などの対策を推進するように求めております。これを受けまして、県においても、昨年6月に見直しました地域防災計画におきまして火山防災協議会を設置して取り組む旨を盛り込んだところがございます。

そうした中、鶴見岳・伽藍岳につきましては、資料の右にありますとおり火山防災協議会を先月24日に設置をいたしました。

協議会の今後のスケジュールとしましては、まず、噴火シナリオを検討し、その後噴火警戒レベルの導入などについて協議を行ってまいります。そうした取り組みを経て避難計画の策定へとつなげてまいりたいというふうに考えております。

県としましては、火山対策につきましても、風水害や地震津波対策と同様、県民の安全・安心の確保を図るという観点から、国、市町村、防災関係機関と密接に連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 次の説明をお願いします。

斉藤消防保安室長 大分県石油コンビナート等防災計画について、ご説明いたします。

資料は11ページをお開き願います。

先月25日に開催いたしました石油コンビナート等防災本部会議において、見直し案を審議していただきまして承認されましたので、ご説明いたします。

お手元に大分県石油コンビナート等防災計画見直しの概要と大分県石油コンビナート等防災計画をお配りしておりますけれども、横長の見直しの概要でご説明をいたします。

まず石油コンビナート等防災本部は、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項の規定に基づき設置されております。

防災本部の主な機能としては、平常時には防災計画の策定と計画内容の推進、災害発生時には、情報の収集と伝達、災害応急対策等に係る連絡調整でございます。

資料の下段をごらんください。石油コンビナート等災害防止法は、災害対策基本法の特例法として位置づけられておりまして、石油コンビナート等特別防災区域は、石油コンビナート等災害防止法が適用され、災害対策基本法は原則として適用されないこととなります。

石油コンビナート等特別防災区域の範囲は、横長の大分臨海工業地帯のカラー刷りの資料の赤枠で囲まれた地域となります。

このため、地震・津波等の複合災害時には、法律上は災害対策基本法の災害対策本部と石油コンビナート等防災本部の両方が併存することとなりますが、両者が一体となって災害対応を行う必要がございますので、災害対策本部の中に防災本部の機能を設けることとした次第でございます。

資料の右側の四角をごらんください。防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条第1項の規定に基づき、県段階で作成しております。

今回の見直しは、昨年6月の県地域防災計画の見直しと東日本大震災に伴う石油コンビナート事故の検証結果等を踏まえて、南海トラフ巨大地震への備えと、災害対策本部と石油コンビナート等防災本部が一体となって災害対応を行うための災害時に機能する防災体制の確立を基本的な視点として行ったものでございます。

資料の12ページをごらんください。見直しの背景と基本的な考え方については、先ほどご説明したとおりでございます。主な見直し内容をご説明いたします。最初に南海トラフ巨大地震への備えに係るものでございます。①の地震・津波の想定ですが、県地域防災計画と同様に南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として、内閣府が公表した調査で本県に最大被害をもたらすケース11を想定しています。この地震による、大分市内の最大震度は6強、特別防災区域内は、広い範囲で最大1メートルから3メートルの浸水が発生するという想定としております。

次に、②の耐震化ですが、タンクやプラント等の重要設備の耐震性の確保や人的被害を防止するため事務室等の有人建屋の耐震化の推進について明記をしております。

次に、③のスロッシングです。スロッシングとは、タンク内の原油等が比較的長周期な地震動によって大きく揺れ動くことで、被害想定として、浮き屋根式タンクの上部からの原油の流出や、浮き屋根とタンクの衝突によりリング火災等が発生することとしております。対策といたしましては、浮き屋根の浮き機能の強化や溶接部の補強等によるタンクの構造・設備の強化、適正な液面管理による空間高さの確保等に努めることとしております。

次に、④の液状化です。被害想定としましては、不等沈下に伴う配管やパイプライン等の破損による危険物の流出と火災の発生で、対策としましては、ボーリング調査結果等に基づく地盤強化や基礎の強化、破損防止のための可とう管（フレキシブルチューブ）の導入に努めることとしております。可とう管というのは、万一液状化により不等沈下が発生しても伸縮可能な管をいまして、それにより配管の損傷を防ぐというものでございます。

資料の13ページをお開きください。⑤の津波からの防護施設の整備です。津波による被害を防止、軽減するため、最大クラスの津波に対して護岸等の海岸保全施設の整備に努めることとしております。

本日も開催されておりましたが、現在、土木建築部において大分臨海部の地震・津波対策検討会を設置し、防護施設等のハード対策について検討しているところであり、今月中には方向性が示されることになっております。

次に、災害時に機能する防災体制の確立に係るものでございます。

まず、防災体制ですが、コンビナート単独災害と地震・津波による複合災害の場合に分けて、災害の規模、態様に応じて第1次体制から第3次体制を設定しております。

次に、防災体制の一元化でございますが、広域・大規模災害時には、災害対策本部の総合調整室内に、石油コンビナート対策班を設置し、災害対応を行うことといたしました。

資料14ページの大分県災害対策本部組織図でございますが、その左側の下のほうにコンビナート対策班を設けております。

最後に、現地対策調整本部ですが、コンビナート単独災害時において、災害現場出動機関の間の連絡調整を図り、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、発災事業所内に現地対策調整本部を設置することといたしました。

説明は以上であります。

河野人権・同和対策課長 それでは人権に関する県民意識調査を本年度実施をいたしましたので、その結果についてご報告をいたしたいと思っております。

委員会資料の15ページをお開き願います。

まず、1の意識調査の目的なんですけれども、これまで、平成15年、20年と5年おきに実施をしております。これらの調査と目的は同様でございますが、人権関係教育や啓発等の施策の効果を検証することに加え、調査結果で判明した実情を踏まえて、より効果的、効率的な施策を立案するために実施をいたしましたものでございます。

2の調査対象者・数ですが、県内に在住する20歳以上の県民の中から無作為抽出で4,997名——県内有権者の0.5%に当たります——に対しまして、昨年6月末に調査を郵送で行いました。5の回収状況にありますように、有効回収が1,711件、有効回収率は34.4%ということで、前回は31.8%でしたので、2.6ポイントほど上昇したことになります。

6の調査の内容でございますが、女性や高齢者、障がい者など、人権の8つの重要課題、

女性、高齢者、子供、障がい者、同和問題等々ありますが、これに関する意識や考え方などにつきまして、40の質問項目で調査を実施したところでございます。

それでは、結果の概要でございまして、16ページのほうをごらんください。

まず、左上、総合の1でございまして、人権が侵害された経験の有無について聞いております。経験があると答えた人は、その青色の部分ですけれども、前回調査より減少したもののやはり3割近くあり、その1番下にあります平成24年度の全国調査と比べてかなり多い状況であります。

次に、総合の2、人権が侵害された内容についてですが、1番左端のあらぬ噂・悪口というのが6割近くに及んでおります。以下真ん中あたりにありますが、職場での嫌がらせ、それから左から2番目にありますけれども、名誉・信用の毀損、侮辱、それからもう一度真ん中あたりで、学校でのいじめ、こういったものが侵害された内容ということになっております。

次に、総合の3、人権への関心についてお尋ねをしております。グラフの青の部分の非常に関心がある、それから赤の部分で、かなり関心があると答えた人が前回調査より減少いたしております。逆に緑のあまり関心がないと答えた人が増加して半数近くとなっている状況でございまして。

次に、右上に移りまして、個別課題の1、同和問題につきましては、グラフから右の部分で、「同和地区の人を見下し、排除しようとする差別意識を持つ人がまだいると思う」と考える人は、4割を超えているということで、差別意識の解消に向けた取り組みがまだ必要だということに考えております。

個別課題の2、女性の権利問題に関しましては、左から2番目の職場での差別待遇、それから1つあけてセクシャルハラスメント、こういったものが増加をいたしております。

個別課題の3、子供の権利問題ですけれども、左側のいじめを受けること、1つおいて虐待を受けること、こういったことが多くなっております。また全国調査に比べましては、左から2番目の体罰を受けることが多くなっている調査結果でございまして。

17ページをお願いいたします。

個別課題の4、高齢者の権利問題では、前回調査に比べて左から3番目になりますけれども、悪徳商法の被害者が多いということが前回と同様に多くなっているということでございまして。また中央の1人暮らしなどへの不安や不便ということもかなり多い状況でございまして。

個別課題の5、障がい者の権利問題ですけれども、前回調査に比べまして、左端の結婚問題での周囲の反対、それから、就職時や職場での不利な扱い、こういったものが増加をしております。悪徳商法の被害者やアパート等への入居拒否は減少をいたしております。その他の課題につきましては、時間の関係もございまして、説明を省略させていただきます。

今後は、人権尊重社会づくり推進審議会におきまして、今回の調査結果を踏まえて、平成27年度からの次期実施計画、4年間の計画を、基本方針の見直しも含めまして議論する予定としております。

本件につきましては、以上でございまして。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

麻生委員 3点伺います。

まず、地震・津波対策アクションプランであります。きょう説明を受けた我々全員、防災士なんですね。先般、財政課長も何か地域の防災訓練の講師になって話をされているのも見たんですけど、要は今後の変化、今回新たにこういう形ででき上がるわけですけど、具体的に周知とか徹底の今後のスケジュールについてどうなるのか、お教えてください。それが1点。

それから、火山対策について、噴火シナリオ等々で、対象は鶴見・伽藍岳と九重山ということでありましたが、当然あのエリアで鶴見・伽藍岳等々があれば、由布岳の崩落のほうが一番心配なんです。それは含まれているのかどうかですね。計画の中に含まれているのかどうか、その点。

3点目であります。石油コンビナート等の防災計画の見直しに関しては、港湾計画等々との見直しが含まれているのか。ここに今示されている、1号地から6号地までのコンビナート群については記載はあるんですが、実は日吉原の液化ガスの共同備蓄等々は対象エリアに入っているんですね。ところが、ほかの液化ガスを扱っている港湾エリア内の危険物の指定エリアというのがほかにも結構あるんですね。例えば、西大分の西日本液化ガスとか、5号地にも結構そういったガスを扱っているところとか、危険物の取り扱いエリアがあるんですが、そういった部分は港湾計画の見直しとのリンクもなされて出てきたものなのかどうか、そこを伺います。

以上3点。

大友防災対策室長 まず1点目の計画の今後の周知ですけれども、まずこの計画を作成する段階で、それぞれ県の関係部局、あるいは市町村の防災担当部局、先ほど言いました防災対策推進委員会、あるいは幹事会等で内容を吟味してきました。市町村については、そういうことでそれぞれ目標を定めておりますので、それを現場、現場で実践していく形になろうと思います。で、今言われました防災士等々については、今のところ特に周知はしておりませんが、県のホームページ等で計画をし、また来年以降、防災士に対する情報提供等々をする組織も新たに設置するようなこととしておりますので、そういった中での周知を図っていきいたいというふうに考えております。

もう1つは由布岳の崩落の話でありましたけれども、今回、鶴見岳と伽藍岳について、いつ、どういったような噴火が起こるのか。それがどういうふうな規模のものが発生するのか。じゃ、その対策はということを基本的に、砂防課のほうとも連携しながら整理をしていくようにしております。由布岳については、その噴火口等々は今監視もしておりませんので、特に対象にしておりませんから、今回の計画の中には入ってこないというふうに考えております。それは砂防課のほうで、別途そういう崩落等の対策が必要であれば、その中での検討になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

斉藤消防保安室長 石油コンビナートの計画と港湾計画との絡みでございますけれども、法律の中できちんと石油コンビナート特別防災区域というエリアが定められておまして、その中の計画をつくるというのが本分であるということになっております。

なお、先ほども説明しましたけれども、港湾との連携についても、現在、港湾課のほうで大分の北側護岸のハード整備だとか、そういったものもいろいろ検討されておりますので、十分連携をとりながら進めてきております。

以上でございます。

麻生委員 防災士にちゃんと伝わるように、我々も取ったのですが、取りっ放しになっている反省も含めて、うまく情報発信してほしいというのが1点。

それから、由布岳については、鶴見山等々がもし噴火するようなことがあれば、当然由布岳の崩落も関連で、その影響による部分が発生するんだらうと。むしろそっちのほうが影響は大きいんじゃないかなと。高速道路も走っていますので、あそこが通れなくなるということも想定した上で、対処をどうするかと、非常に重要な部分だらうと思いますので、そこももう一度再度詰めて検討していただくことを要望しておきます。

それから、石油化学コンビナートの部分については、はっきり言って港湾計画の中で、意見だとか、もろもろの港湾の護岸を含めた耐震化等々の計画の中で、もうちょっと集積をすとか移転をすとかいったことも当然必要になってこようかと思っておりますので、そういった視点からも、それが進めやすいような、商工とか、あるいは港湾と連携を図って調整をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

斉藤消防保安室長 防災士の件ですけれども、防災士につきましては、今、資格を取られた方のフォローアップの研修を行ってきました。来年度も引き続き行ってまいりたいと考えておまして、その中でこういったアクションプランの周知も徹底をしてまいりたいと考えております。

元吉委員 前にもちょっと質問したんですけど、災害の早期避難というのが一番大切だと、今度の、すばらしいこのアクションプランもできていますけれども、その中に書いていますけれども、今、サイレンの種類を分けたらどうかということになって、何種類に分けれるのかということ、例えば、地震だったり、津波だったり、豪雨災害だったり、火山災害だったり、いろんなことを想定したときに、何種類、そのサイレンのすみ分けが必要なのかというのをちょっと教えていただきたい。

大友防災対策室長 済みません。今、何種類必要かと。ちょっと細かいところの知識が、今、詳細な持ち合わせがないですけれども、まさに今回、6月に地域防災計画を見直したときには、そういう周知をするという意味で、各市町村に……

元吉委員 今、何種類か分かれているじゃないですか。

池永防災危機管理課長 津波に関しては、大津波、津波警報、津波注意報の3つに分かれております、津波についてはですね。それとあと、風水害等の避難ですね。これについては、避難ということで……

元吉委員 例えば、豪雨災害の警戒サイレン、例えば、津波の警戒サイレンというような分け方はしていないんですか。

池永防災危機管理課長 一応水防信号というのがありまして、これは、またちょっと河川の関係で出てくるんですけど、これにつきましては、とにかく水位が危険水位に当たるときとか、それから水位が上がってきたので、いろんな消防団とかが出るサイレン、これはまた4種類あります。水防1号から4号。それと今、この前の、つい一昨年の北部九州豪

雨ですね、こういう……

元吉委員 いやいや、今私が質問しているのは、サイレンが4種類分かれているということですか。「はい」と言う者あり）例えば、洪水、水防としますよね。「はい」と言う者あり）そうしたときに、サイレンが4つ分かれているのという話。

池永防災危機管理課長 はい、音の鳴らし方がですね。

元吉委員 それで、前も言ったんですけど、確かに私たちも防災士の資格を取りましたけど、防災士をふやすとか、例えば、アクションプランをつくるとかいう部分も大切ですけども、要は自主避難なので、5分、10分、15分以内に自分の判断で避難するということになると、サイレンを徹底させるしかないと思うんですよ。ところが、私どもの宇佐もそうですし、我々もそうだと思うんです。どのサイレンが何の災害のサイレンかということのを頭の中に認識している人がおるかなということになると、おらないと思うんです。

実際に、例えば、あした大地震が来た。そしたらどうなるのかということを考えてら、その徹底をさせるのがまず一番重要ではないかなというふうに思うんです。だから、確かに県としてはこういったものをいろいろつくって、市町村にまたおろしている。防災訓練も宇佐もやりましたが、防災訓練はあくまで防災訓練だけの話で、要するに被災者を最小限に減らすということは、自分の判断で、ああ、このサイレンが鳴ったから高台に行くんやとか、ビルの上に行くんやとか、広場に行くんやという判断をまずできるような県民をつくるということが一番重要じゃないかと思うんですよ。こんなもの、幾らこういうもので教育しても、一般の住民がそれに対して意識があるかと。ほとんどない。地震が来るかいというようなものですよ。

でも、いつ来るかわからんからこういう対応をせにゃいかんと思うんですけど、そこ辺をもっと徹底させないと、実際に災害が起こったときに、ここに書いているように、「直後、5分以内の避難を20%から70%に上げましょう」「用事後15分以内の避難を上げましょう」と書いていますけど、上がるのか。まず上がらない。というのは、個人個人がその内容を全然周知していない。だから、防災士や消防団が早く逃げなさいよという段階であつたら、15分以内に避難できることはあり得ないわけですよ。だから、そこをもうちょっと徹底させんと、計画をつくることはもちろん大切だし、訓練も大切だと思うんですけど、いち早く徹底させるというのは、防災無線でのサイレンの種類と、このサイレンが鳴ったらどうだと、戦時中の空襲警報と一緒にですね。サイレンが鳴ったら、みんなずきんをかぶって防空ごうに行くじゃないですか。あれと同じように、どこに逃げたらいい、逃げないと危ないんやというものを徹底させるようにしないと、何の意味もないやないかと、はっきり言ってそう思うんですよ。

例えば、小学校、中学校、高校で全部放送施設がありますから、毎週5分、10分それをやるとか、あるいは大きな会議があるときには、5分でもいいからそのサイレンを聞かせるということで、その意識を高めない限り、この計画は絶対成り立たないと私は思うんです。その災害が大きけりゃ大きいほど、皆パニックですから。だから、住民たちが人に言われんでも、世話やかれんでも、ぴんときたら、すっと動けるというものを、その防災無線のサイレンをいかに徹底させるか。細かく分けて、またそれを徹底させるかということをやらないと、実際、災害が起こったときには、パニックになるだけで、今、防災士は何千人おったって、防災士自体がパニックになるようなことです。我々自体、サイレン

を認識できないんですから。そこを本当に徹底させるという方向をつくらないと、これはまさに強制的でもそこをつくるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、そのところいかがですか。それが基本じゃないかと思います。

池永防災危機管理課長 これは、やはり県民に周知させるということが大変大事だと思います。地域防災計画で繰り返し避難のときは統一ということを使うわけですが、いろんな会議とか防災士の研修等で実際に音を鳴らしているという程度で、まだまだ十分周知の機会の必要があるとおもいます。県庁のホームページの中とかで実際音が聞けるように……

元吉委員 だから、そこが甘っちょろいんじゃないですかと言っている。そんなら、我々はその音を認識していますか、だれか一人でも。だから、そういう、例えば、ホームページでとかじゃなくて、学校で、例えば、毎週月曜日に10分だけそれを鳴らすとか、強制的に体にたたき込むということをやらないと、例えば、高齢者福祉大会があった。老人の方が市役所のホールにいっぱい。あるいは人権の大会だとか、そこで強制的にやるぐらいやらないとだめじゃないかなと。実際、防災無線で口でわんわん言ったって何もなりませんよ。聞き取れないんですよ。天気のいいときでもそうなんですよね、ハレーションを起こして。だから、サイレンで自分の体が動くように教育するしかないと思うんです。今、やっていますよと言ったって、実際にそれなら、大分県民の何人がそのサイレンを聞いて、ああ、何の災害だ、どっちに行かにかいかん、逃げにかいかんなどということを認識できる人が何人おるかといったら、指で折るほどしかおらないです。本当に専門的にやってる人。だから、そこをもっとしっかり徹底させないと、こんなものを幾らつくって、訓練ばかりやっても、逃げ切らんやったら、被災者は減らないんだから、逃げさせるということは、自分自身で逃げさせるという手だてをしっかりとつくってもらいたいと思います。

古手川委員長 ぜひ、今の元吉委員の意見、確かにそうだと思います。消防団ですとか、そういう専門的な方はわかりますけど、なかなか一般の方に周知徹底はまだ難しい部分はあるかと思いますが、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

原田委員 アクションプラン、大変ご苦労さまでした。1つ質問したいことがあるんですが、30ページに1番に避難者等への対応で、災害時の要援護者のことが載っています。今、私、別府なんですけど、自治会でもやっぱり自主防災会ができているんですが、実は地域の要援護者を知りたいと思っても、いわゆる個人情報との関係で、その情報が地区の自主防災会にはもらえない状況になっているんです。このところのハードルを日田市は超えたという話を聞いているんですけど、そういったように、その情報というのが地域にリンクできない状況について、何かこれは実際にあったとき困ってしまうなという思いがあるんですが、その辺の県下の状況、また県の考え方というのを教えていただければと思います。

大友防災対策室長 今、そこに災害時要援護者と書いていますけど、避難行動要支援者というふうに地域防災基本法が変わりまして、そういう名称になっています。その中では、基本的にその名簿を備えなければならないというふうに義務化をされました。そういう意味で、基本的には各市町村、各地区でそういう対象者をリストアップするというのを義務化されます。ただ、そのリストアップされた情報が、今おっしゃられたように個人情報に当たる分があるので、必ずしも全てを共有できるかということ、そこまでは踏み込まれて

いません。整備はしてください。その共有については、やはり今言ったように同意が要ったりとか、そういう形で共有するようになっていきますので、一歩先には進んだんですけども、まだ課題があるという状況だと思っています。そういったところをまず進めていって、今おっしゃられたように、ある程度共有ができる仕組みを今後構築していく必要があるというふうに思っているところでございます。

原田委員 大切なことですから、ぜひそういったことが全県下進むようにご指導をお願いしたいなと思っています。

以上です。

吉岡副委員長 アクションプランの中の7ページに、地域防災力の向上の3の欄に女性防災士の養成が入ってしまっていて、確保割合とかいうのも入っているんですが、今、大分県は3千人の防災士を養成していますが、今回の中で、具体的に女性防災士を何名とか、そういう計画があるのかをひとつ教えてください。

それともう1つ、この間、先般大雪が県内でもありまして、私もたまたま県庁から明野の自宅まで帰るのに3時間かかったんですね。バスに大分駅、トキハ前で乗って、大分駅を回った瞬間、もうバスがとまって、それでずうっと私は歩いて帰ったんですけど、今、計画随分立てて、これは雪害ですけどね。例えば、地震、津波。津波、1メートルから3メートルですね、大分市内。そうなった場合、1メートルから3メートルといたら、もう歩くのも非常に難しいですよ。しかも、車が流れてしまいます。あの中心地、もうすごい車だったんですね。これは本当に今の段階でこうしよう、ああしようとかになっているけど、現実には、やっぱり高台にとか言っても、高台といたら、大分市内、中心部であれば上野か明野ぐらいいかなと思うんですね。ただ、車ですごく大変だから、今回参考になったことがあるんでしょうかね、その2つ、返答してください。

富高生活環境部長 今回の雪害対策で一番、今、委員がおっしゃったように、市内の交通渋滞といったような、深夜にやっと家に帰り着いた。いわゆる帰宅困難者の方も発生し、そのような方、自分でホテルに泊まったり、例えば、高校生等でしたら、学校長か、ホテルに頼んで、多くの生徒を1つの大きな部屋に何人も一緒になって宿泊したりとか、あるいは長距離トラックの運転手さんなんかは、帰宅する、行く場所がなくて、市役所が帰宅困難者対策として受け入れをしたり、そういったようなこともありました。

今回のことで、一番気をつけなければならなかったことは、停電が2月14日に最大時、1万5千世帯ほど発生しました。特に臼杵市の旧野津町、それから豊後大野市を中心にして停電が発生しまして、この冬の状況ですから、しかもそのような地域というのは比較的、山間部が多かったものですから、そして停電していますから電話も不通になるような状態のところもございました。何を一番先に対応しなければならないかということを考えたときに、まず人命優先ですから、安否確認をしようにも、当初、電話が繋がらない地域も随分ありました。そして雪が積もっていますから、特に暖房の燃料が十分に備わっているかどうかということも心配してあげなければならないということで、そして県内の石油商業組合に連絡しても、そういうところは仮に店を開いても、そういうところまで届けていくほどの暖房用燃料も雪の中ですから、そういう手段もありません。

いずれにしても、停電を早期復旧することを九州電力にも最大限要請するとともに、石油商業組合に燃料の確保について、どれだけガソリンスタンドを開けているかどうか、

そういったことの調査もしております。万が一そういう要請があったときに、どうやって配達といいますか、お届けしようかということも想定しておりましたので、自衛隊でしたら50センチメートルぐらいの積雪でも、そういうところは通行可能な車両を持っていますから、一応スタンバイは、いつでも出動できるような要請はしております。

それとともに、あと停電ですから医療ですね。医療機関で、そういう停電に伴って医療ができなくなる方が、そういう病院を全部一応調査かけまして、幸い停電による救急の医療体制に支障が出るようなという状態は、全医療機関、そういうことを扱っている医療機関、全部調査しましたけれども、それはありませんでした。それでも、どうしても佐伯市の本匠の奥とか宇目町のほうのかなり山間部等々では、できるだけ安否確認に努めましたけれども、どうしても連絡とれない地域は、消防の職員とか、あるいは市町村の振興局の職員があつた雪の中を全部行っていただきました。そして、そういう消防職員の携帯、衛星携帯電話を持っていますから、衛星携帯で安否確認をすることができました。

ですから、とにかく今回の一番のあれは、こういったことで停電が発生して、雪害でそこに行くことがままならないということの安否確認とか必要な支援はどういうことがあるかということ、こちら側、市町村、あるいは県が把握するといいますか、そういったことに最大限、一番意を用いました。雪害プラス雪での通行不能地域で、かつ停電をしている地域を重点的にまず目配りをしていくということが、一番今回、我々今後、気をつけていかなければならないと、こういう孤立集落といいますか、そういうところの情報共有体制ですね。それをやっぱり一番今後進めなきゃならないことだと思います。

女性防災士の点は保安室長から。

斉藤消防保安室長 女性防災士のことでございますけれども、アクションプランの中で自主防災組織の1割、10%、女性防災士を確保しようという目標を掲げて取り組みます。

なお、10月末現在の女性防災士については、約400人になっております。

アクションプランの中の1、事前防災の8ページですね。資料の8ページの下の方ですね。丸28番。ちょっと小さいので、見にくいかもしれませんが、(「この8ページ」と言う者あり)資料の8ページ、左側の下の方ですね。28番に女性防災士の養成ということで目標値を入れております。

吉岡副委員長 わかりました。ありがとうございました。

原田危機管理監 先ほどの雪害と先生がおっしゃった津波等の災害の関連でございますけど、もう部長がほとんど流れは言っていたんですけど、やはりいろいろ、孤立というのは本当はもっとたくさんあったのではないかと考えております。どこが違うのかなといいますと、私も玖珠の奥の出身でございますけれども、やはりいつも皆さんで進めていただいている備蓄ですね。結構、奥の方は食料だとか、燃料だとか、中には発電機まで持たれているような方もいらっしゃいますので、その辺が1つは違うのかなと思いました。

なお、渋滞いたしましたけれども、やはり津波のときも基本的には徒歩とか自転車というのがモットーでございますので、そこが基本になるのかなと考えております。

災害時、ほとんどはそのようにいろんな交通網が寸断されておりますので、来年、今度の雪害も含めまして、いろいろ考えて進めてまいりたいと思います。

吉岡副委員長 やっぱり想定範囲内だということは、私たちも知事が初めに指針でおっしゃられたように、何となく、まだ自分のときはないんだとか思っている方が、結

構防災訓練の後に、高齢者の方ほど、自分の目の黒いうちはないんだとか言う方が結構いらっしやって、そうではないということをいろんな機会に周知をしていただいて、いつ起こるかわからないということを再度やっぱり私たちももう一回再確認をしないといけないなと思ったのが、先日の雪害でもありましたので、また一生懸命取り組んでくださいますようによろしく願いいたします。

古手川委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、質疑もないようでございますので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にないようでございますので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。執行部の皆さん、ご苦労さまでございました。

ここで、暫時休憩します。再開は13時でお願いします。

11：50 休憩

13：03 再開

古手川委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。これより、福祉保健部関係の審査に入ります。まず、付託案件の審査ですが、第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

平原福祉保健部長 それでは、第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉保健部関係につきまして、お手元の委員会資料によりご説明を申し上げます。お手元の委員会資料1ページをお願いいたします。

今回補正をお願いしていますのは、表の左側、中ほどの3月補正予算の福祉保健部部計の欄にありますように25億206万3千円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、介護基盤緊急整備事業における整備の見込みが下回ったことや、後期高齢者医療等推進事業における給付費負担金が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

これをお認めいただきますと、補正後の当部の予算総額は、現計予算の部計欄①にありますとおり、847億721万1千円となります。

そのほか、繰越明許費と債務負担行為に係る補正をお願いをしております。

詳細につきましては、担当課・室長が説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

後藤地域福祉推進室長 地域福祉推進室関係の主な補正予算について、説明を申し上げます。

2ページをごらんください。事業番号1住宅・生活等緊急支援事業費1億9,867万円の増額でございます。

この事業は、地域におけるセーフティネット機能の強化を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援分）を活用し、離職者の住宅、生活等の支援を行うものでございます。

補正の主な内容は、国の経済対策として平成25年度補正予算で措置されました交付金

を、当該基金に積み増すものでございます。

地域福祉推進室関係の説明は以上でございます。

堤医療政策課長 続きまして医療政策課関係の主な補正予算について、ご説明申し上げます。

同じ2ページの下の欄をごらんください。

事業番号2地域医療再生施設設備整備事業費5億371万1千円の減額でございます。

この事業は、救急医療の確保や災害医療体制の整備など地域の医療課題を解決するため、地域医療再生基金を活用し、医療機関の施設・設備整備に係る経費を助成するものでございます。

補正の主な内容は、施設整備費補助や設備整備費補助について、事業内容の変更や設計、入札等に伴う減少などにより減額をするものです。

医療政策課関係の説明は以上でございます。

高窪国保医療室長 国保医療室関係の主な補正予算について、ご説明申し上げます。

資料3ページをお開きください。事業番号3の国民健康保険基盤安定化事業費4億1,357万9千円の減額でございます。

この事業は、国民健康保険法に基づき、市町村の国民健康保険財政の安定化を図るため、市町村に対し公費負担を行うものでございます。

補正の主な内容は、本年度医療費の伸びが当初見込みを下回ったことから財政調整交付金が大きく減額となり、総額でも減額するものでございます。

次に、事業番号4の後期高齢者医療等推進事業費4億7,722万4千円の減額でございます。

この事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療財政の安定化を図るため、運営主体であります大分県後期高齢者医療広域連合等に対して公費負担するものでございます。

補正の主な内容は、本年度医療費の伸びが当初見込みを下回ったため後期高齢者療養給付費負担金等が減額となったものでございます。

国保医療室関係の説明は以上でございます。

池永高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係の主な補正予算について、ご説明申し上げます。

4ページをごらんください。事業番号5介護基盤緊急整備事業費5億1,014万1千円の減額でございます。

この事業は、介護サービス基盤の強化を図るため、大分県介護基盤緊急整備等促進基金等を活用し、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を推進するものでございます。

補正の主な内容は、施設の整備数等が当初の見込みを下回ったことにより、減額をするものでございます。

次に事業番号6介護保険給付費県負担金3億5,611万1千円の減額でございます。

この事業は、介護保険法に基づき、市町村が支出する居宅サービスや施設サービス等の給付に係る経費及び地域支援事業に係る経費について、県が所定の割合で負担するものでございます。

補正の主な内容は、居宅・施設等給付費負担金について、介護給付費が当初の見込みを

下回ったことにより減額とするものでございます。

高齢者福祉課関係の説明は以上でございます。

山口こども子育て支援課長 こども子育て支援課関係の主な補正予算について、説明申し上げます。

5ページをお開きください。事業番号7子育て支援対策充実事業費2億4,350万5千円の増額でございます。

この事業は、子供を安心して育てることができる体制を整備するため、大分県安心こども基金を活用し、保育所の整備等保育サービスの充実を図るものでございます。

補正の主な内容は、平成25年度の国の補正予算で措置された子育て支援対策臨時特例交付金を基金に受け入れ、利息と合わせて3億547万3千円を積み立てるとともに、保育所の整備に係る増改築費用の減などによる補助金6,196万8千円を減額するものでございます。

こども子育て支援課関係の説明は以上です。

姫野障害福祉課長 障害福祉課関係の主な補正予算について、ご説明を申し上げます。

同じく5ページの下欄をごらんください。事業番号8障がい者自立支援給付費県負担金1億8,496万8千円の減額でございます。

この事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が行う介護給付及び訓練等給付に要する経費の一部並びに相談支援給付に要する経費の一部を負担するものでございます。

補正の主な内容は、介護給付・訓練等給付費負担金について、サービス利用量の見込みが、当初の見込みを下回ったため減額をするものでございます。

続きまして6ページをごらんください。事業番号9障がい者福祉施設整備事業費5,686万5千円の増額でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対して経費の一部を助成することにより、障がい者に対する福祉サービスの充実を図るものでございます。

補正の主な内容は、平成25年度の国の補正予算を活用し、平成26年度に整備要望があがっていたグループホーム2カ所の創設及び就労継続支援A型事業所1カ所の増設について、前倒しで整備するものでございます。

次に、事業番号10自殺予防対策強化事業費2,037万円の増額でございます。

この事業は、県民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会を実現するため、大分県自殺予防対策強化基金を活用し、地域における自殺予防対策の強化を図るものでございます。

補正の主な内容は、平成25年度の国の補正予算で措置された地域自殺対策緊急強化交付金を基金に受け入れて、利息と合わせて1,674万8千円を積み立てるとともに、23年度末に受け入れた同交付金のうち東日本大震災に係る復興予算が財源に充てられていたものの残額931万9千円を、国の要請に基づき、返還するものでございます。

障害福祉課関係の説明は以上でございます。

伊勢福祉保健企画課長 福祉保健部に係る繰越明許費について、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案書で説明をさせていただきます。議案書の15ページをお開き願います。第3款福祉生活費6億834万7千円でございます。

まず第1項社会福祉費の障がい者福祉施設整備事業費7,442万5千円でございますが、これは、国の補正による経済対策に伴う補助金を活用し、別府市、臼杵市、杵築市のグループホーム及び宇佐市の就労継続支援A型事業所を整備するものでございます。

続いて介護基盤緊急整備事業費2億3,200万円でございますが、これは、中津市及び日田市の小規模特別養護老人ホームの創設に係るもので、労働者の手配調整や資材の調達に不測の日数を要したものでございます。

次に、遺家族等援護事業費99万8千円でございますが、これは、台風により崩壊した大分市の桜ヶ丘聖地ののり面の復旧に係るもので、工事用道路の仮設に伴う補償交渉の難航によるものでございます。

最後に、第2項児童福祉費の子育て支援対策充実事業費3億92万4千円でございますが、これは、子ども・子育て支援新制度の施行に向けまして、給付費の支払い等新たに生じる事務に対応して全国統一の電子システムを、各市町村において構築するものでございますが、国から制度の詳細が示されないことによる、事業執行の遅れなどによるものでございます。

繰越明許費に係る説明は、以上でございます。

続きまして債務負担行為の補正でございますが、追加議案書の27ページをお願いいたします。

表の左側、事項欄の3社会福祉介護研修センター、4母子福祉センター、5聴覚障害者センター及び次の28ページでございますが、6身体障害者福祉センターの管理運営委託料を増額するものでございます。

今回増額補正となりましたのは、消費税の増税及び電気料金の値上げにより施設の管理費が増加するためございまして、26年度及び27年度の増額見込みを計上しております。

なお、この4施設につきましては、平成22年度に議決をいただきまして、23年度からの5カ年間、指定管理者であります大分県社会福祉協議会、大分県母子寡婦福祉連合会及び大分県聴覚障害者協会に委託しているところでございます。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

麻生委員 地域医療再生施設設備整備事業費の補正予算なんですけど、かなり地域の中核病院等の施設整備の補助、減額の額が大きいんですが、これの内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいというのが1点と、特に備品整備について補正が1億円あるんですが、医療機関としてはかなり新規の備品をそろえたいという部分で、いつも要望が出ているようにあるんですけれども、減額の額も、これも積み上げで、個々は少ないのかもしれないんですが、積み上げてみるとこれだけ大きいものですから、今年度整備できる部分があったなら、もっとサポートできたのかなという思いがあるので、そういう意味で、ちょっと内容について、もう少し詳しくお願いします。

堤医療政策課長 減額につきまして、主に実績、設計等の実績減が多いんですけれども、例えば、新別府病院が災害対策ということで、備蓄倉庫、自家発電、それから受水槽等、2億円予定していたんですけれども、実際、設計して入札してみたら1億円程度で済んだ

ということで1億円減額と。それから、大分大学の備蓄倉庫と受水槽も基金で予定していたんですけれども、文部科学省のほうから補助金に来て、こっちは使わなくて済んだというようなことが主なもの。それから、県のほうで予定していました、各市町村にヘリポート、ドクターヘリが着陸するヘリポートを各市町村に整備するようにしていたんですけれども、意外と芝生であるとかスプリンクラーまで用意しなくてもいいというようなところがかかなり多うございまして、そこでも何千万円か減額をしております。

それから、救急車に遠隔画像伝送ということで、モバイルカメラを入れて、救命救急病院とつないで、患者の様子が救急車から送れるというシステム整備もしておりますけれども、これも5千万円ほど予定していたんですけれども、実際、割と簡便な備品で済んだということで、2,500万円ぐらいで済んだと、そういったことで、一応各病院からの要望を削ったりとかいうことはしておりません。一応計画に基づいてやった入札残の結果ということです。今回、5億円減額になりますけれども、こういう再生基金、27年度まで行けますので、また新規計画について今年度末に国のほうに認可をとっていますので、まだ26年度、27年度で使用するというふうになっています。

麻生委員 前倒し、前倒しのできる分については、減額せんでも、もっとやってもいいのかなと思ったものですから聞きました。

それからもう1点、きょうの朝刊か何かで児童館のチェックの仕組みが出ていたんですが、本来、毎年やるんですかね。それが2年から3年に一度しか行っていなかったということによって、こういった補正に出てくる数字が変わってくるようなことはないのかどうか、その1点だけ。

山口こども子育て支援課長 ご指摘のありました点については、委員の監査の中でご指摘があったものでございまして、児童館については、法令上、1年に1回、実地検査をするというふうに定められておるんですけれども、県の実施要領において2年から3年に1回というふうに定められておりました。そこについては、当然法令の基準に従って1年に一遍、実地検査をする必要がありますので、来年度から1年に1回実地検査をするということで実施計画を組みたいと思っております。そのために予算に反映するというところは今のところないと思っております。

麻生委員 ああいうのを見ると、子育て満足度日本一を掲げている県としては、ちょっとお粗末だなと思ったので、心新たに頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

古手川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、ご質疑もないようですので、先ほど審査いたしました、生活環境部関係とあわせて、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案平成25年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

について、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 それでは、第55号議案についてご説明いたします。

お手元の平成25年度補正予算に関する説明書の403ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金でございますが、これは、経済的基盤が弱い母子家庭や寡婦の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子または低利子で必要な資金を貸し付けるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに、167万5千円の増額でございます。

次の404ページでございますけれども、歳入につきましては、貸付金元利収入が繰り上げ償還等により当初の見込みを上回ったことなどにより増額するものでございます。405ページの歳出につきましても、歳入の増額に合わせて同額を増額しております。

説明は、以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入りますが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

原田委員 母子寡婦福祉資金の制度とは関係はないのですが、寡婦っていう考え方、最近では結婚されないでお子さんがいらっしゃる家庭等、結構ある中で、そういった意味では寡婦に入れていいんじゃないかという議論が起こっていますが、県としての考え方というのは国に基づいての考え方だと思うんですけど、その辺はニーズを含めて見解をちょっとお聞きしたいのですけど。

山口こども子育て支援課長 今ご指摘ありました所得税法上の寡婦控除の制度では、寡婦という場合に基本的に結婚を一回されて離婚をされた方を対象にしております。いわゆる未婚の母については、制度の対象になっていないものですから、そういった方々について対象にすべきでないかという議論がありまして、一部の、県内にはないんですが、他県の市町村でそういった取り組みを実施している市町村があるように聞いています。

今のところ国の制度がおっしゃられたように結婚して離婚された方を寡婦という定義をされております。県としてはそれにのっとって進めているところですが、まず市町村が取り組みをされて、他の県もそうなんですが、市町村が取り組みをされているというのが実態としてあるのかなあ。と思っておりますので、今のところ県内にはそうした市町村はないという現状になっております。

原田委員 また検討をお願いします。

古手川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、ご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんでしょうか

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で付託案件の審査を終わります。

次に報告事項であります。児童相談対応事例の検証報告書について、まず、私から委員の皆様へご報告を申し上げます。本件の事件報道後、1月21日に執行部から正副委員長で説明を受け、各委員に対して閉会中の常任委員会を開催しない旨のご連絡を申し上げます。また、2月21日には、正副委員長で執行部から対応事例の検証報告について報

告を受けました。今回は、この対象事例の検証報告についてを中心に所管の委員会として委員全員にご説明いただく必要があると考え、報告に加えてもらうようお願いをいたしました。

それでは、説明をお願いいたします。

山口こども子育て支援課長 それでは、平成25年8月に発生いたしました6歳女児が親類男性から性暴力被害を受けた事件につきまして、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会における検証報告書が取りまとめられましたので、ご報告をいたします。

まず委員会資料12ページをお開きください。

事例の概要について、まず、ご説明をいたします。

12ページの概要でございますが、被害女児6歳の家族関係図になっております。当時、本児は両親と弟の4大家族で男性宅に同居をしているという状況でございました。そこで同居していない親類男性からの性被害に遭った、そういう事案でございます。

続いて資料右側をごらんいただきますと経緯及び児童相談所の対応ということですが、中央児童相談所では昨年5月13日に関係者Aから本児がネグレクト状態にあるとして虐待通告を受領しました。翌14日から計3回にわたり家庭訪問し生活改善等について保護者と話し合いを行っております。その後6月11日から7月3日までの間、親の同意のもと本児の発達状況を確認することを理由に一時保護を開始しました。7月3日になり関係者Bから2年前の話として性被害の1回目の伝聞情報が寄せられました。この際児童相談所は、「本児の能力から具体的な供述は困難」「保護者も本児を取られる思いがあり認めない恐れがある」と判断し、一時保護を解除し家庭引き取りとし、定期通所により生活状況等を確認していくとの援助方針としたところです。次いで7月16日に同じく関係者Bから数日前の話として性被害の2回目の伝聞情報が寄せられました。この際児童相談所は被害が直近であるため早急に事実確認を要する、正確な事実確認のためには親子分離面接が必要と判断し、早急に児相通所させ本児に事実確認面接を行う、被害が確認されれば職権一時保護するとの援助方針といたしました。

その後7月18日に通報者である関係者B宅を訪問し事情を聴取。この間保護者に連絡し通所を促すも拒否または連絡不通状態でありました。8月8日に関係者Aが警察、マスコミあて児童相談所の対応のおくれを通報。その日に保護者と連絡が取れ児相通所について了承。翌9日に保護者と本児が児相に通所、その際本児の証言により性被害が確認されたため職権で一時保護しております。その後11月7日に8月9日朝の強制わいせつ容疑で親類男性が逮捕。本年2月12日に親類男性に懲役3年が言い渡されたところでございます。以上、当該事例は性暴力被害に関する伝聞情報が2度寄せられたにも関わらず、結果として新たな性被害の発生を防ぐことができなかった、そのような事案でございます。

続きまして当該事例に係る検証報告書の概要についてご説明いたします。資料7ページにお戻りください。

まず検証の目的・方法の(1)検証の目的ですが、平成25年8月に発生した6歳女児が親類男性から性暴力被害を受けた事件への児童相談所の対応事例について、今後の再発防止と支援体制の充実のため、取り組みの指標となる提言を行うことを目的に検証いたしました。(3)実施方法に記載のとおり関係機関等からの調査結果をもとに児童相談部会において問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めていただきました。

開催日程は、下から2行目にあるとおり平成26年1月から2月にかけて計2回開催しております。児童相談部会の委員は、児童養護施設協議会会長を部会長とし、弁護士2名、小児科医2名、精神科医、臨床心理士各1名の7名となっております。

次に8ページをごらんください。

事例の検証から明らかになった問題点と課題として3つのご指摘をいただいております。

1つは、継続支援ケースについて新しい通告が寄せられた際の対応のあり方です。(1)ですが、施設入所等の家庭分離措置をとる場合、虐待ケースであっても原則として保護者の承諾が必要であるため、児童相談所は保護者との関係構築を重視する傾向にある。今回、そのことを重視するあまり、児童の安全確保を最優先するという視点が不足していた。

(2)では、最初の通告内容は2年前の情報であったが、性犯罪の再犯性の高さも踏まえれば、2年前から現在まで被害は継続しているかもしれないという危機意識を持つべきだったなどのご指摘です。

2つは、性暴力被害情報が寄せられた際の事実確認のあり方です。(1)では最初に性暴力被害情報を受理した時点で本児は一時保護中であり、保護者の影響を排除した環境で事実確認ができる状態にあったので、心理検査結果の一部分のみから推測して本児に証言能力なしと判断するのではなく、本児の能力をしっかりと見極めた上で、現在の状況について本児に確認することを検討すべきだった。(2)では2回目の通告受理後、実母に通所を促す電話連絡を入れるもなかなか連絡が取れず、援助方針どおりに早急な事実確認がされない状態が続いた。このとき、家庭訪問を行うなどして速やかに事実確認をすべきだったなどのご指摘でした。

3つは、性暴力被害事案に係る警察との連携のあり方です。犯罪行為のおそれがある場合だったので、保護者や児童本人の意向を考慮したとしても、ためらわずに警察に相談すべきだったとのご指摘でした。

次に9ページをお開きください。再発防止に向けて4つのご提言をいただいております。

1つは、児童の安全確保を最優先する姿勢の徹底です。二段落目に記載のとおり、児童の最善の利益を確保するためには、児童の安全確保が最優先されるべきであるということ、児童相談所は改めて強く意識し、このことを常に念頭に置いて相談援助業務にあたるのが求められます。この基本的な姿勢を、児童相談所内の会議や研修などを通じ、繰り返し職員間で徹底させる必要がある、ということ。

2つは、困難事例への対応能力向上のための研修の充実であります。二段落目以降に記載のとおり、今回の事例は、保護者が児童の施設入所に強く反対し、寄せられた情報も伝聞情報が中心であるなど、難しいケースでありました。

こうしたことから、児童相談所においては、性暴力被害情報が寄せられた際の迅速な事実確認の手法や、事実が確認された場合の適切な対応の流れ、警察との連携のあり方などについて、過去の事例や他県の事例を研究するなどして、全職員が認識を共有しておく必要がある。あわせて、対応困難な保護者への効果的なアプローチの手法などについて学ぶことや、伝聞情報への適切な対応のあり方を確認することなども重要である、ということ。

3つは、児童が犯罪被害者になるケースに係る警察との連携です。3行目後半部に記載のとおり、今回の事例は、保護者でない者からの性犯罪であるが、そうしたケースも含め

て、児童の最善の利益を考慮し、警察の関与が必要な場合は躊躇なく警察に相談をすべきである。この警察への相談をいつ、どのような形で行うべきか等について、児童相談所内で基準を策定するなどのルール化を図るとともに、平常時から警察との連携を密にし、信頼関係を構築する必要がある、ということであります。

次に10ページをごらんください。4つ目の検証結果の関係機関への周知でございます。

今回の検証結果報告により明らかとなった問題点と課題、再発防止に向けた提言などについて、県、児童相談所、警察による事例研究会を開催するなどにより再発防止に向けて取り組むとともに、市町村要保護児童対策地域協議会を通じ県下の関係機関に周知し、県内において同様の事案が発生しないよう取り組む必要がある、ということであります。

以上のとおり児童相談部会からは厳しいご指摘とご提言をいただきました。平成23年11月の別府市における児童虐待死事件を受け、県としても関係機関との連携などの取り組みを強化してきたところですが、結果として、新たな性被害の発生を防ぐことができなかったという点については、反省すべきと考えております。

次に11ページをお開きください。最後に、再発防止に向けた県の取り組みについてご報告をいたします。

まず、1月31日に市町村等実務担当者連絡会議を開催いたしまして、出席者をグループ別にして今回の性被害ケースの事例検討を実施しております。2月4日には、中央児童相談所の定例職員研修において対応の難しい保護者についての研修、また、2つ飛びまして、2月25日には、性加害と被害への対応研修、3月4日には、今回の性被害ケースのグループ討議等を実施しております。また、警察との連携につきましても、2月17日に県警少年課と児童相談所との定期連絡会を開催し、本事例についての問題点・課題の共有、それから連携のあり方を協議するとともに、警察への情報提供基準について年度内策定に向けた協議を開始しております。

県では、本検証報告を真摯に受け止め、児童相談部会から報告をいただいた2月21日付で、概要版を県庁ホームページで公表するとともに、厚生労働省虐待防止対策室及び県下の各市町村あて通知し、各市町村の児童虐待防止のための中核である要保護児童対策地域協議会を通じ地域の警察、学校、病院などの関係機関とも情報共有することといたしております。今後、県内において同様の事案が発生しないよう、しっかりと取り組んでまいります。

私からの報告は以上です。

古手川委員長 ありがとうございます。

非常に重要な案件という認識のもとで、吉岡副委員長とともに、また、副委員長の女性の視点のお話もいただきながら報告を聞いてまいりました。デリケートな部分もございますので、もし委員の皆様方で、非常に複雑な案件でございますので、個別に必要があれば執行部のほうにも丁寧に説明を求めていますので、ご連絡をいただければというふうに思っております。

この案件についてはそれでよろしいでしょうか。委員会、この場としての審議ということで。

阿部委員 いやいや、ちょっと待って。何か釈然とせん。これは、児童相談所のとった措置には問題なかったということ。要するに、我々のこの委員会は、児童相談所の所管も

入るということやな。

古手川委員長 それで、児童相談所の方にも一緒においでいただいて、状況説明をまずお伺いをいたしました。

阿部委員 いやいや、それはいいんだけど、要するに新聞等の報道の流れでは、児童、これはどう言うたらいいのかな。私も新聞を切り抜いてあるわけじゃないんだけど、児童相談所の対応が多少、ちょっと十分でなかったというようなことではなかったのかな。であるならば、当委員会に対して、どういうことであったのかというのは当然やるべきことじゃないかな。個別に何か。

古手川委員長 いえいえ、ですから、その辺も閉会中でしたので、委員長の判断で。

阿部委員 きょう。

古手川委員長 きょうですか。

阿部委員 いや、今の審議の中で、これは報告事項ですけど、報告事項ですが、報告はお聞きいただきましたが、いろんな事柄をずっと、それに対してこういうふうな提言をいただき、こういうふうな再発防止に向けた取り組みもいたしましたということだから、もう少し前段の部分は私どもちょっと聞いておかないと、なぜここまでやらなきゃならないのかなあというふうを感じるの私だけかもしれないけれども。

古手川委員長 それと、必要があれば、済みません、私が逐次報告を聞きながら、その辺の今、阿部委員がおっしゃる部分の気づき等も含めて、お話を聞きながら意見も申し述べて、経緯があったものですから、今、委員長としてそういうふうな形にしましたけれども、ご意見あるのであれば。

阿部委員 こちらだけの話、委員同士の話じゃなくて、要するにきょうは委員会が開催された中で報告事項でこういう報告があったわけですから、このことについて質問することは……

古手川委員長 それは、もう。

阿部委員 というようなことを踏まえて考えたときに、どうもぱぱぱぱ一っと一連の説明がありましたが、これは児童相談所が多少手落ちがあったという前提で、前提というか、あったという事柄でこういうふうなことになったわけですか。つくられたわけですか、提言等、取り組みは。

平原福祉保健部長 先ほど課長の中の弁にありましたように、今回の児童相談所の対応ということにつきましては、2度、伝聞情報とは言いつつ、被害に関する情報が寄せられたという中で、結果として、そういう被害ということを防げなかったということについては、やはり児童相談所の対応について反省すべき点があったというふうに考えました。それについて、だから、どうすればよかったのだろうかということを児童相談所の中でも検討するし、あるいは外の方から見てご意見をいただきながら、よりよい児童への対応ということについてどうすればいいんだろうということで今回検証をしたところであります。

そういうことの中で、今出てきたように、こういった対応というのは、なかなか難しいケースではあったんだけど、やはり性被害を疑わなければいけなかったんじゃないかと、警察とやはり早く連携すべきではなかったかといった、第三者を入れた中での検討の結果ということでご提言をいただきましたので、これはまた、あわせて今、こうやって

報告させていただくとともに、そういう点も踏まえて今後検討して取り組んでいきますということで、今回はご報告をさせていただいたところであります。

阿部委員 わかりました。これは委員長、突っ込んでも、ちょっとややこしくなるわけやな。

古手川委員長 いえいえ、その辺はもうはっきり問題点は問題点、手落ちといいますか。

阿部委員 いやいや、手落ちというよりも、こういう通報だとか、こういう事柄に対して、児相としてどこまで、じゃ、すぐに現場に行って、どこまで徹底してやることができるかというのは非常に難しいというのが明らかになったというふうに受け取ってもいいのかな。

平原福祉保健部長 難しいという現実がある一方で、その中でも最大限、子供の視点ということを念頭に置いて、やはり対応すべきだということが今回の教訓だというふうに思いますし、先ほどちょっと言ったように、家族との関係、保護者との関係をやはり優先する意識はあったんだけど、ではなくて、まず子供のことを最優先しようということについて改めて認識を統一して対応しなきゃいけないということで、今回の事案は、事件といえますか、教訓にして、また今後、対応していきたいというふうに思います。

麻生委員 プライバシーであるとか、もう判決も出ているような案件ですから、個別なことは申し上げませんが、この、ただいまの報告の概要、改善策をお伺いして、まだちょっと甘いんと違うかなと。そういう視点で何点か聞かせていただきたいんですが、社会福祉審議会の児童相談部会というのはどういったメンバーで構成されて、何とどういう形でこの報告書をまとめられたのかというのが1点。

それから、11ページに再発防止に向けた県の取り組みで、講師が2度ほど研修の講師としてやっていらっしゃるんだけど、この講師というのはどういったお立場の方なのかという点。

それから、児相の対応で、25年7月3日とか7月16日等々で、もう受理をしている段階で、ある意味、何というかな、8ページにもありますように、警察との連携のあり方という表現をされているんだけど、私に言わせると、連携のあり方という、こんな甘っちょろい話で、対応マニュアルも含めて、連携のあり方じゃないだろうと。犯罪なんですから、児相は捜査権ないですよ。捜査権を持っている警察が介入しなくてどうするんだと。ということは、当然連携のあり方ではなしに、当然通報であるとかいう表現になって当たり前だと、いまだにそういった意識の改革がなされていないんじゃないかという受けとめをしたんですが、そのあたりの部分について、その抑止力となり得る、警察の連携のあり方ではなしに、警察への通報の徹底のあり方といえますかね、それがどうマニュアルで改善されたか、以上についてちょっと説明をお願いします。

山口こども子育て支援課長 まず1点目の児童相談部会でございますけれども、メンバーといたしましては、7名全員でおられるわけですが、部会長が児童養護施設の施設長をされていまして、児童養護施設協議会の会長をされている方が部会長であります。それから、弁護士の方が2名、それから小児科医の方が2名、それから精神科医の方が1名、臨床心理士の方が1名という7名になっておりまして、この検証につきましては、1月15日と、それから2月6日の2回にわたって、この児童相談部会で検証されたということでございます。

それから、研修の講師についてお尋ねがございました。

研修の講師につきましては、子どもの虹情報研修センターという、これは横浜市にある研修施設がございまして、そこの研修で用いられております、この対応の難しい保護者について、それから性加害と被害への対応というDVDがございまして、これを取り寄せて勉強したという内容になっております。

それから、3点目の……（「それは職員ですか、この……」と言う者あり）研修の対象は児童相談所の職員です。（「で、講師は」と言う者あり）講師は、大学の先生です。（「大学教授ね」と言う者あり）はい。

それから、警察との連携というところでもございますけれども、そこは先生まきにご指摘のとおりでございまして、この提言の中でも、9ページの3のところでもございますとおり、警察との連携をどのようにしていくかと。通報ではないかということなんですけれども、その児相のほうでも、要は伝聞情報という中で、根拠がない中で、そういう情報の時点からどのような形で警察と連携すれば警察のほうもうまく連携がしやすいのかというのは、やっぱり警察の受け手の側である少年課とのほうも連携しないといけないかなと思っております、これについては早速今、児相と少年課の間で、職員の打ち合わせを行っているというところであります。

麻生委員 そういう意味では、今、児相部会というメンバー、構成要員、お伺いしたんですけども、実際に一番そういった対処の抑止力となり得るところまでいく、改善する、そこまでやってきた現場の専門家というのが誰もいないんですよね。あるいは、警察の関係者とか、そこに一番近いところでやっておられた方というのは入っていないんですよね、その中にね。だから、そういった問題はちょっと指摘として申し上げておきたいと思えます。先ほどの講師についても、大学教授で、いろんな事例活用しているんだろうけれども、もっと言うと、現場でいろんな対処をしたいろんな事例をもっともっと近いところで経験をされている方の話のほうが、児相の皆さん方も同じ目線で受けとめると思うんですよね。しょせん学術的なことだけで、それはもう別の話であって、これはもう再発防止に向けたものですから、もっと厳しい現況の最前線でこういうことがあった、そのときはこうしたというような事例を聞いたほうがよっぽど研修効果が上がるはずなので、そういった工夫も足りないという部分については指摘をした上で、再度、抑止力に向けて、甘い指摘された部分についての改善を求めておきたいと思えます。

以上です。

古手川委員長 ほかの委員の方はよろしいですか。

今、委員のほうからもいろいろな意見がございました。私も個別にお話を聞いたときに山口課長のほうにお願いしておりますけれども、現場で非常にケース・バイ・ケース、その時々への対応は難しいところがあると思いますが、まずはこのことが子供さんのことを第一にという形で対応していただきたい。また、そういう対応をしていただいたと私は思っておりますので、引き続き現場のプロとして、誰に学ぶんじゃなくて、そこにいるその方が一番、そのチームが一番詳しいはずですから、その中でいろんな案件に正面からまた対峙して解決を図っていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それではこの案件は、以上で終わらせていただきます。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ほかに、ないようでございますので、福祉保健部関係の審査をこれで終わらせていただきます。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

古手川委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、ないようですので一件だけご協議いただく事項があります。

20日にまた、今請願で上がっております障がい者の条例の件ですね。今、いろいろと政策検討協議会も調査をし、田中副議長を中心に今整理をしているんですけども、今、請願者のほうに協議会のほうの、今、検討をして、こういう形ですよということをお話を投げかけております。そのこのところで、また20日の日に少し審議をしていただかなきゃいけない。その前に、私も一緒に、紹介議員の守永さんと土居さんですか、それと田中副議長と、もう少し調整といいますか、お話を聞いて、できるだけ委員長としては前向きな形で請願を受けられるような方向で考えたいと思っておりますので、ちょっと委員の皆様にも意識をしておいていただきたいなというふうに思っておりますので、まだ意見聴取しながらどういうふうに進めていこうかという段階ではありますけれども、その件だけちょっとお伝えさせていただきたいと思ひまして。

ほかはもう……。

それと、堤さんが紹介議員となっている肺炎球菌ワクチンは、ずうっと引き続き継続、継続で、前の委員会から受けたままなんですね。そのまま継続するのか。国のああいう方針も出て、ワクチン接種については前向きなんですけど、ただ、県の補助という部分があって、そこを削ってくれんかいなといって、それが大事だということで、提案者は引き続き何とかそれで審議していただきたいということでもあるんですけどね。できれば区切りをつけたいなというふうに思っておりますので、またそれも。

阿部委員 これは、しかし、年度終わりなんてないんだから、継続でいいじゃないですか。だから、この委員会でも何でもかんでもやらなきゃならんという時期でもないんだから。時期からすれば、また来年度の時期もあるんだから。

古手川委員長 ありがとうございます。その辺は、参考意見で受けさせていただきます。

阿部委員 廃案になるわけでもないし。

古手川委員長 ありがとうございます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

これをもちまして、本日の委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした